

## 物価高騰対策E C送料支援事業 業務委託仕様書

### 1 委託業務の名称

物価高騰対策E C送料支援事業業務

### 2 業務の目的

物価高騰の影響により経営状況のさらなる悪化が懸念される中、安定した販路を確保するために取り組むE C取引を促進するため、県内事業者が運営するインターネット通販サイトの送料を支援し、中小事業者の収益回復を図る。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

### 4 事業内容

受託者は、県内中小事業者の収益回復を図るキャンペーン「山口県内事業者E C送料支援キャンペーン」の運営及び付随する各種調整を行う。

なお、委託する業務は以下のとおりとし、内容の詳細については、企画内容を基に、委託者と協議し調整すること。

#### (1) 送料支援等の仕組み

インターネットでの通信販売の送料支援等の仕組みは次のとおりとする。

##### ①支援内容

参加事業者がインターネットで通信販売を行う商品の送料実費額（配送業者への支払額）を「送料支援金」として交付する。

※返品等に係る送料、代引き手数料、梱包代等は対象としない。

##### ②対象事業者及び送料支援金の設定

当該事業に参加可能な事業者及び送料支援金額等は、次のとおりとする。

対象事業者	送料支援上限額	想定参加事業者数
E Cサイトを運営する県内中小企業者等	5万円～40万円 〔 サイトの売上実績等に応じて配分 〕	330程度

##### ③参加条件

ア 商品発送が生じる取引があること（自社配送は不可）。

- イ 消費者に送料を負担させないこと。
- ウ 対象のECサイトに「山口県内事業者EC送料支援キャンペーン」の実施に伴う送料支援の対象である旨を掲載すること。
- エ 実績報告時に、商品の販売や配送を証明する書類などを提出できること。
- オ 対象のECサイトに特定商取引法に基づく表記がされていること。
- カ 対象のECサイトで、同一年度に国や他の地方公共団体からの送料に関する同様の補助金(間接補助金を含む)の交付を受けていないこと。

#### ④キャンペーン期間

キャンペーン期間は、下記のとおり想定しているが、詳細日程については委託者と協議の上、決定する。

なお、参加事業者が、上記キャンペーン期間終了前に、参加者ごとに設定された送料支援金上限額に到達した場合、当該事業者のキャンペーンは終了とすること。

計2回程度・各3ヶ月間程度
例 第1回キャンペーン 6月初旬～8月末(約3ヶ月間)
第2回キャンペーン 10月初旬～12月末(約3ヶ月間)
※追加募集は下記(3)⑥のとおり募集状況により判断

#### (2) 送料支援等の業務に係る窓口の設置・運営

「山口県内事業者EC送料支援キャンペーン」事務局を設置し、事業者、消費者等からの問合せ等に対応(電話、メール等)すること。

特に、事業者からの参加申請手続きについて、事業者が遅滞なく参加できるよう体制を組むこと。

#### (3) 参加事業者の募集

- ① 参加事業者の募集にあたり、申請様式を作成することとし、様式や添付書類等については、委託者と協議の上、決定すること。
- ② 参加事業者の募集は、2週間から3週間程度行うものとし、契約後準備ができ次第、募集を開始する。なお、詳細日程は委託者と協議の上、設定する。
- ③ 参加申込は、電子申請等により受け付けること。
- ④ 送料支援事業に参加可能な事業者は、物価高騰の影響を受けている事業者とし、売上減少等の参加希望事業者の対象要件を確認すること。
- ⑤ 募集受付終了後、参加事業者の一覧表(申請内容を記載したもの)を作成し、委託者と調整を行いながら、参加事業者ごとの送料支援金上限額の設定及び参加事業者の決定を行い、電子メールにて参加事業者に通知していくこと。

なお、参加条件を満たしていないことが判明した場合は、委託者と協議の上、別途調整のこと。
- ⑥ 参加事業者の決定後、予算額に達していない場合、追加の参加事業者の募集を行うこととし、詳細日程は委託者と協議の上、設定すること。
- ⑦ キャンペーン期間中に、参加事業者から、定期的に発送件数や送料のレポートを収集し、

県に報告することとし、報告回数等は委託者と協議の上、設定する。

- ⑧ EC市場への新規参入を促進することから、既にECサイトを保有している事業者だけでなく、新たにECサイトを構築して取り組む事業者も円滑に参加できるよう実施すること。

(4) 実績報告、送料支援金の支払

- ① キャンペーン期間終了後又は参加者ごとの送料支援金上限額に到達した場合は、参加事業者から実績報告（証拠書類を含む）を提出（電子メール又は郵送）させることとし、実績報告の様式は、委託者と協議の上、作成すること。
- ② 参加事業者からの実績報告の内容を確認し、参加事業者へ送料支援金を支払うこと。返品等に係る送料、代引き手数料、梱包代等は対象に含めないほか、参加事業者ごとの送料支援金上限額の範囲で支払うことに注意すること。
- ③ 参加事業者からの送料支援金の請求は、メール又は郵送により受領し、各回のキャンペーンごとに支払いを行うこと。詳細日程については委託者と協議の上、決定する。

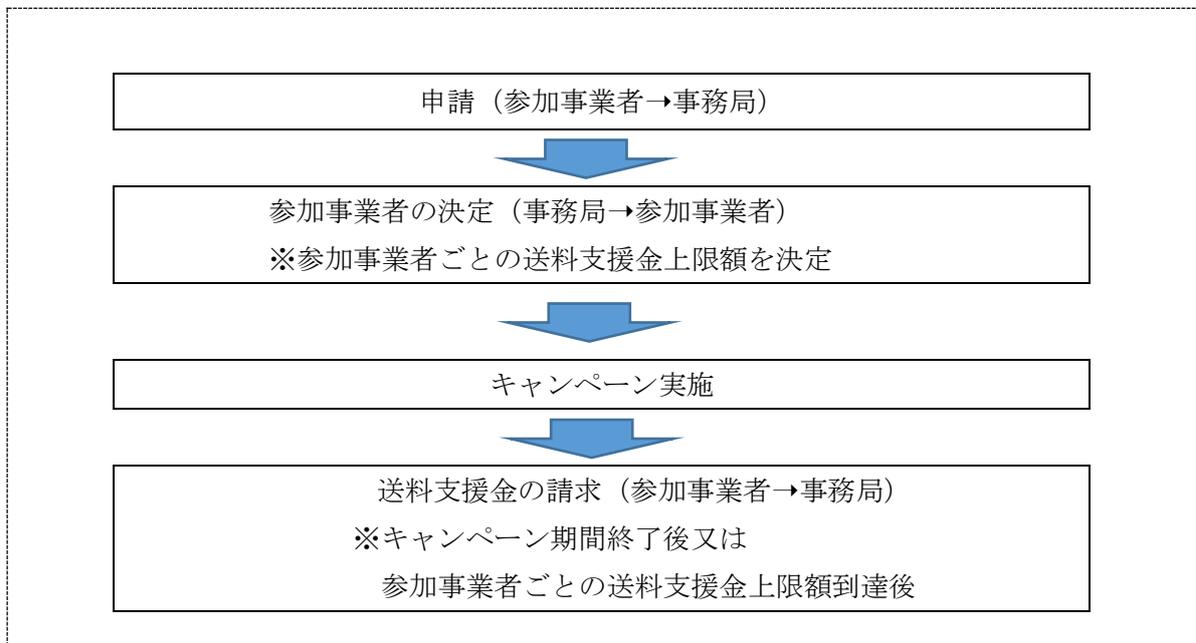
例

- ・第1回キャンペーン（6月初旬～8月末）⇒9月実績確認⇒10月上旬支払
- ・第2回キャンペーン（10月初旬～12月末）⇒1月実績確認⇒2月上旬支払

- ④ キャンペーン期間中、参加事業者が参加要件を満たしているかどうか、ECサイトを調査することなどにより、定期的に確認していくこと。

なお、参加条件を満たしていないことが判明した場合は、委託者と協議の上、別途調整のこと。

【参加申請から送料支援金請求までの流れ】



【提案1】4（1）から（4）を踏まえて、

キャンペーンを円滑かつ効果的に実施する方法をご提案ください。

提案に際して、特に以下の点をご留意ください。

- ・事業者募集に際して、新規事業者の参加のためのPR手法  
（昨年度の参加事業者の周知については、データ提供する予定）
- ・支援金の再配分等により、効果的かつ円滑な実施方法の検討
- ・参加事業者がECサイトの売上を増加することに繋がる取組  
（新規参入事業者や販売が進まない事業者に対する支援）

#### （5）ランディングページ（LP）の制作・運用

- ① 参加事業者のECサイトへ誘導する集約サイト（以下、「LP」と言う。）を制作・運用する。なお、制作に必要な素材・情報などについては、受託者が参加事業者の了解を得た上で、収集していくこと。
- ② LPの制作にあたっては、以下の点に留意すること。
  - ア LPは、パソコン（タブレット）及びスマートフォンでの表示に適した形とし、一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。
  - イ 閲覧者が、キャンペーンに興味を持ち、購入に繋がる工夫をすること。
  - ウ 商品名やカテゴリー等の検索を行えるようにすること。
  - エ 広告媒体と連携できるよう適した形とすること。
  - オ セキュリティー対策を講じること。
  - カ サイト分析を行えるようにすること。
  - キ その他LPの運用に必要な項目を装備すること。
- ③ LPの運用にあたっては、以下の点を遵守すること。
  - ア 不具合が生じた場合を想定し、委託者との連絡体制を構築し、すみやかにトラブルの原因を解消すること。
  - イ LPに掲載する事業者数は330事業者を想定し、更新頻度は委託者と協議して決定する。
  - ウ LP上の対象事業者のリンク状況等を適宜確認し、消費者が購入することができる環境を維持すること。上記のほか、LP制作・運用に必要な取組を行う。

#### （6）広告関係

- ① 事業者へのアプローチ  
予算の範囲内において、多くの事業者が参加できるよう、低予算かつ効果的な取組を提案すること。
- ② 消費者へのアプローチ  
ア LPの制作・運用以外に、SNS、インターネット広告、地域情報誌等のメディアの活

用により、多くの消費者が利用するように効果的なPRを行い、LPへの誘導を図ること。

イ インターネット広告におけるリターゲティングタグを設定し、キャンペーンサイトを訪れたことがある人に広告を配信する仕組みを構築すること。

#### (7) 分析・報告

送料支援金の精算において、参加事業者から収集した情報やLP・広告等の実施において収集した情報を、委託者の求めに応じて分析し、報告すること。

**【提案2】** 4 (5) から (7) を踏まえて、  
LPのデザイン案 (1案以上) 及び広報の実施方法を提案してください

### 5 提出書類

#### (1) 契約締結後の提出物

契約締結後、業務開始までに、速やかに事業実施にあたっての実施計画書を1部提出すること。なお、実施計画書には、実施内容、実施工程表、実施体制を記載すること。

#### (2) 業務終了後の提出物

業務終了後、速やかに契約書に記載のある業務完了報告書のほか、実施内容報告書 (任意様式)、収支計算書 (任意様式) を1部提出すること。

その他、県が業務の確認に必要と認める書類 (実績報告に必要なデータなど) を提出すること。

### 6 留意事項等

(1) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法 (平成15年法律第57号) を遵守するとともに、山口県個人情報保護条例に準拠した取扱いを行うものとする。

(2) 受託者は、本業務の期間において、委託者との間で随時打合せを行うものとする。また、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。

(3) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、双方協議の上、解決すること。